

中野区教育委員会会議録 平成24年第31回定例会

○開会日 平成24年10月5日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時5分

○閉 会 午前 11時23分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(8名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

高 木 明 郎

委 員

飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 3人

○議事日程

[協議事項]

- (1) 平成25(2013)年度教育予算編成に向けての基本姿勢について(子ども教育経営担当)
- (2) 中野区立小中学校再編計画の改定について(学校再編担当)

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項

中野区 教育委員会
第 3 1 回定例会
(平成 2 4 年 1 0 月 5 日)

午前10時05分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第31回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

高木委員長

まず、協議事項の1番目、「平成25年度教育予算編成に向けての基本姿勢について」の協議を進めます。

事務局から説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、「平成25（2013）年度教育予算編成に向けての基本姿勢について（案）」についてご説明いたします。

この（案）については、本日ご協議をいただき、次回の定例会で議決をお願いしたいと考えてございます。平成25年度の（案）はお手元の資料の左側に記載してございます。右側に参考として昨年度のものを掲載してございます。本文についての変更点について申し上げます。

まず、最初の段落でございますが、組織改正に伴う教育と教育支援の目標体系、組織・予算の具体化に関する取り組みをまとめて、4行目から5行目にかけて、「子育て施策と教育を一体的に担う部門として効果的かつ効率的な事業展開を図ることを基本として予算編成事務にあたる必要がある」としてございます。

記書きの部分の主な変更点は次の4点でございます。

1点目は、小中連携教育の推進が重要課題になっていることから、(4)の次に、(5)といたしまして「学びの連続性や生活指導の継続性を実現するため、小中連携教育を推進する」を新たに加えてございます。このため、(6)以降の番号が繰り下がってございます。

2点目は、昨年度の(5)、学校再編に関する項目を今年度内に学校再編計画の改定を予定してございますので、来年度から改定された学校再編計画を推進していく必要があること

から、(6)といたしまして「学校再編計画に基づく、区立小中学校の再編を推進する」としてございます。

3点目は、学校施設の耐震化に一定のめどがつかしましたことから、学校施設を初めとする施設の計画的な修繕や改修・整備が重点課題となっております。昨年度の(6)の学校施設の耐震化等による施設整備に関する項目につきまして、(7)といたしまして「施設の計画的修繕や改修・整備を進め、安心して学ぶことのできる教育環境を実現する」としたものでございます。

4点目は、学校においては、いじめを初めとしてさまざまな問題が日々発生しているという認識に立ちまして、昨年度の(8)、いじめや事故など、学校にかかわるさまざまな問題への対応に関する項目について、(9)といたしまして「いじめや事故を未然に防止し、学校にかかわる様々な問題に対して、迅速な対応を行うなど、教育委員会全体で学校を支援する」という表記に変更してございます。

主な変更点は以上でございます。

高木委員長

ただいまの説明につきましてご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

教育長

少し補足をさせていただきます。

昨年度、それ以前からですけれども、リーマンショック以降、税収が非常に厳しい状況になってきていまして、昨年度、中野区として財政の非常事態宣言というのを出しました。教育委員会の予算編成における基本姿勢というのは、これで、事業の拡充ですとか、今の時代に合った問題に対して適切に対応していくということは必要なのですけれども、一方で、今お話ししたような状況がずっと続いていまして、9月の末に予算の編成方針が区から発表されているのですけれども、その中では、昨年度比10.7%の削減というふうに総量で規制もされている中で、今までどおりの事業をやっていくということでは、新しいいろいろな課題にも対応できませんので、一方で、引き続き教育委員会としても事業の見直しというのを予算編成と同時並行でやっていく必要があるというふうに思っております。きょうは、予算の編成で、新しい課題や昨今起きている課題にきちんと対応するということが必要だと思っておりますけれども、そういう状況であるということをご認識いただければというふうに思います。毎年毎年、「厳しい状況」と言うのも本当につらいのですけれども、そういう状況ですので、よろしくお願いいたします。

飛鳥馬委員

基本的にこれでよろしいと思うのですが、1点は、予算の編成ということですが、お金イコール、どうしても私たちは、建物とか設備とか、そういうふうなところに目が行きがちだちと思うのです。それはそれで大事なことで、条件整備ですから、教育委員会の大事な仕事を、ちゃんと整備しなければいけないと思うのですけれども、今の条件整備で言えば、7番目の施設の計画的修繕・改修・整備を進める。昨年のだと「耐震」という名前が入っていたと思うのですけれども、耐震も大分進んできましたので、耐震もこの中に含まれるというふうに理解しておりますが、それでよろしいのかということが1点。

もう1点は、今、施設設備、条件整備は大事でやらなければならない。財政的にも大変なところではありますが、それと同時に、ここにたくさん出てくることは、やはりハードの面ではなくてソフトの面、教育の質を高めるというか内容をどうするかという面ですよね。ここに書いてあることが実践されるような、わかりやすい言葉で言えば、教育はどうしても人がかかわるので「マンパワー」ということをこの会議でもしょっちゅう言っているわけですけれども、時間とか人とかというものがそういうふうに発表されるような内容に、私たち自身が内容を豊かにしていかなければいけないと思うのですね。予算を決めるときに。そういうふうに思っています。

例えばの例で言うと、学力とか体力とかいろいろありますが、(9)の「いじめや事故を未然に防止し」という、このところも非常に重視したほうがいいと私は思うのです。今までも重視してはいるわけですけれども、いじめは今、随分と全国的にいろいろな課題になっていますけれども、よく言われている「いじめはあるもの」「ゼロにはなかなかならない」「起こってしまったらそれは起こる」、そういうこともあると思うのですね。あると思うのですが、それはそれで十分対応しないといけないと思うのです。ここに書いてある「いじめや事故を未然に防止し」という、この「未然に」にもっと力を入れないと対症療法的になってしまって、教育の中に十分行き届かないと思いますので、中野として、いじめや事故を未然に防ぐために何をするかという、さっきの教育内容なりマンパワーなりソフトの面に戻ってくるわけですけれども、そういうものを充実していければなというふうに思っています。

ということで、私は、基本的にこれでよろしいだろうなと思っています。

副参事（子ども教育経営担当）

今、(7)の「施設の計画的修繕や改修・整備」についてのご質問で、耐震化等、昨年度あ

ったものが含まれるかというご質問でございます。この計画的な改修・整備には当然耐震化というものも含まれるという意味で、このような包括的な表現にしているわけですが、これから50年を迎える学校施設も多く出てくるといふこと、それから、老朽化も進んでいるといふことから、計画的な修繕・改修・整備を進めていく必要があるといふ意味で、記述をしたところです。

山田委員

2点ほどです。

この表題は「教育予算編成に向けての基本姿勢」というのですけれども、子ども教育部といふのと教育委員会、この予算については子ども教育部としての予算の基本的姿勢と考えてよろしいかと思っておりますけれども、いかがですかといふのが1点。

もう1点は、今進めています学校再編計画といふのは、かなりの予算規模が必要になってくるといふ思います。単年度ではなくて、経年的なことについてどのようなことをお考えかをお伺いしたいと思っております。

副参事（子ども教育経営担当）

この教育予算編成でございますが、これは、議決を予定してございますので、教育委員会関係の予算といふことで、子ども教育部の予算は含んでございません。現在議論していただいております学校再編計画の中でも、施設の老朽化に対する対応を計画的に進めていかなければならないといふことで当然考えてございますので、その点は改定予定の学校再編計画のほうに一定程度盛り込まれていくといふふうに考えております。

山田委員

たしか、昨年度の歳入の目標は650億だったと思うのですけれども、それが賄い切れずに、基金を60億弱取り崩しているかと思っております。そんな中で来年度予算を立てなければいけないといふことと、私たちが目指す再編の中では、どうしてもハード面での資金繰りといふのが出てくるといふのですね。それは区長部局に十分ご理解いただいて、経年的な予算編成を立てていただきたいといふことが必要ではないかと思っておりますけれども、もう一度お尋ねします。

副参事（子ども教育経営担当）

当然、学校施設の老朽化への対応といふことに関しては相当な財源が必要になるといふことで、幾つかのシミュレーションを持ちながら、財政運営についても区長部局、政策室の予算担当とも協議をしているところでございます。そういった財源的な裏づけを持った

学校施設の整備ということも一つでございますけれども、全体的な視点を持った計画にしていくということで、今、区長部局との協議を進めているところでございます。

大島委員

一つは、(5)の小中連携教育のことを入れていただいたというのは大変いいと思います。これは、我々が重点的なこととして中野区として進めていこうとしている施策ですので、これをはっきり入れていただいていることはよかったですと思います。

それと、これは国語の問題なのですけれども、(3)の文章がちょっと気になりまして。といっても、去年もあったのだとすると、もっと早く指摘すべきだったのですけれども。

そもそも、これはみんな、「教育委員会は」というふうに、「教育委員会」が主語になっている文章だと思うのです。例えば(1)ですと、「教育委員会が連携を図る」とか、そういうつながりになるべきだと思うのですけれども、(3)は、主語が「教育委員会」ではなく「子どもたち」というふうに読めるような文章なので、ちょっと修正したほうがいいかなと思います。今、一番いい文章というのは思いつかないのですが、例えば、「子どもたち一人一人が意欲的に学び、個性、可能性を伸ばせるよう、確かな学力向上を図るための施策を推進する」とか、「教育委員会」が主語になって文章が完結するようにちょっと修正していただけたらなと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

確かに、「教育委員会」を主語としますと適切な表現ではないかなと思いますので、委員のご意見を参考に修正をしたいと思います。

高木委員長

先ほど教育長から、10.7%減という非常に厳しい、ただ、それが現状だと思います。子どもの短大も、やはり入学者数ぎりぎりですべてやっていますので、その範囲内でしかお金が払えません。基金もないですから。一般の家庭でも、子どもを塾にやるとすると、夏休みの旅行は2泊3日を1泊2日にしたり、日帰りにしたりというのはやらざるを得ないと思うのですね。ただ、その10.7%というのは、同じ施策をやっているのを減らすわけですから、こういった重点課題を設けるということは、ほかのものはもっと切り込むということですよ。国や地方自治体のレベルで言うと、高齢の方の社会保障費はどんどんふえるばかりなので、教育委員会として、もちろん我々としては、「子どもたちの予算は減らすな」ということは常に区長さんにお話をしていますが、現実として、指摘されたように、歳入不足ということが実際に数字で上がっている以上は、その中で現実的な予算を組まざるを得

ません。各委員からお話があったように、重点項目がこれというのは異論がないところだ
と思うのですが、教育委員会としては、ここに沿った——あくまでこれは予算編成に向け
ての基本姿勢ですので、これをしっかり持って、区長さんや、議会と直接お話しする機会
はないのですけれども、少しでも多くの施策を推進していきたい。

また、山田委員が発言されていましたが子ども教育部とのということだと、(1)の「子育
て施策や教育委員会相互に関連する事務について、積極的な連携を図る」という中に入っ
ているのかなど。子ども教育部になりまして、特別支援教育とか、今まで別々にやってい
たものが一つになって、少しですけれども、事務的などところが問題があったところもある
と思うので、それをよくやっていただけたらなと思います。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、次回の定例会において議決案件として審議したいと思
いますので、事務局は準備をお願いいたします。

<日程・委員会運営について>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項の2番目、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、非公開で
の協議を予定しています。したがって、日程の順序を変更して報告事項を先に行いた
いと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ありませんので、日程の順序を変更し、報告事項を先に行うこととします。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

それでは、委員長、委員、教育長報告です。

私から、9月19日の第30回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたしま
す。

9月20日金曜日、第44回中学校総合体育大会連合陸上競技会に私が出席をしてまいりま
した。場所は国立競技場でございます。すばらしいスタジアムで中学生が集まって陸上競
技を行いました。台風が来ていましてここ2、3年、天気が悪いですね。ただ、うまいぐ

あいにもそれでしたので、曇り、たまに小雨が降るぐらいで、私は10時半ぐらいに失礼させていただきます。子どもたちが元気よく競技をやっていました。また、この陸上は、区立中学だけではなくて、国立、あるいは都立、私立、中野区内の全部の中学校が参加しているということで、非常に有意義な大会だったと思います。ただ、運営している先生方や陸上連盟の方にいろいろなお協力をいただいて感謝しております。

私からは以上です。

では、大島委員。

大島委員

特にございません。

高木委員長

山田委員。

山田委員

私は9月26日、中野区立第四中学校に招かれまして、性に関する指導を2年生の生徒に行ってまいりました。性に関する指導といいますと、昔は、例えば妊娠のこととか、受精のこととか、避妊のこととか、性感染症の話を主にしてきましたけれども、最近は、生殖ということはどう考えているか、命を授かるということはどういうことなのかということ、男の子と女の子の根本的な生殖の違いは、女の子の卵子というのは持って生まれた数しかないんだよということを強調して、いわゆる卵子の年齢といいますか、そういうことに踏み込んだお話を、どのくらいわかっていただけたか。ですから、女の子の生理というのは大切なのだよという話をしながら、それを見守ってほしいという形でお話をまいりました。

当日は、少なかったですけれども、3、4名の保護者の方にも見ていただいたので、一緒に勉強してまいりました。

続いて、9月30日ですけれども、主に日本小児科医会が取り組んでいますが、実は今、子どもの心にかかわる専門家が非常に少ない、要するに小児精神科が少ないという現状で、「子どもの心の診療医」研修会というのが年に2回ぐらい開催されます。9月30日は、厚生労働省、日本小児科医会の主催で1日の研修会がございましたので、出てまいりました。

最初に、厚生労働省の母子保健課の課長の方からお話があって、母子保健にかかわる国の予算というのは280億ぐらいなのです。驚かれるかもしれませんが、不妊治療に対しての補助制度がそのうちの100億を使っているのです。ですから、最近になって、先ほどの話で

はないですけれども、卵巣の老化というのはきちんとお伝えしていかないと、これだけの費用がかかっているということです。それをしっかりお伝えしなければいけないかなと。

逆に言いますと、妊婦健診という事業をやっていますけれども、これは補正予算でやっている事業でして、当初予算に入っていないです、180億ですから。というのは、そういった国の施策としてこういう体系をとらえて、改めて日本の国の今の財政は約90兆で、4分の1が国債の償還に充てられて、4分の1は地方交付税になっていく。となると、その中で、残念ながら26兆当たりが社会保障になっている。それが年々1兆円ふえているというような現状になっています。この少子・高齢化の中でこの予算をどのように活用してくるのかは、区も同じですけれども、国も同じように大変なことをしているのかなということも改めて知った次第であります。

そのほかにこの日は、主には乳幼児の健診の中で、いわゆる発達障害をどのようにとらえてくるのかということで、中野区はかなり先駆的に取り組んでおられると思いますけれども、3歳児健診でのフォローアップとか。最近では、私が所属しています東京都医師会などは5歳児健診でそういった発達障害の方たちをもうちょっと拾い上げられないかという施策がありまして、そういったことについての状況を勉強しました。

あともう一つ、これは言語聴覚士、いわゆる言葉の遅れ、その見立てのところのアドバイスで、長年先端で取り組んでおられた方からの発表がありました。言葉の遅れというものに気づいたときどうしたらいいのかということがありました。これのよい例は、自閉症スペクトラムが一つの一例となりますので、こういった方たちとの連携がこれから必要になってくるのかなと思いました。

午後のほうは、3.11の災害と子どもの心の問題とか、災害での地域の小児科の開業医の仕事、そういったことのセッションがありまして、非常に有意義な1日でございました。

私からは以上でございます。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いします。

飛鳥馬委員

特にございません。

高木委員長

教育長、お願いします。

教育長

特にございません。

高木委員長

それでは、各委員からの以上の報告につきまして、補足、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

今、山田委員からお話があった小児精神科ということなのですが、余りなじみがなかったのですが、子どもさんが精神科にかからなければいけないというのは、具体的にはどんな場面でそういうものがあらわれてくるのでしょうか。学校での授業態度とかを見ていて、「発達障害かな？」と疑うというようなこととはまた別の領域のことなのか。そういうことを含めて言っているのか。その辺、もし情報がありましたら教えていただきたい。

山田委員

一般にドクターと言いますと、体を診る科があるのですね。それで、臓器別にいろいろ分かれていたり、年齢別で小児科とかという分別があるのですけれども、心を診れるというのは、いわゆる精神科とか心療内科の先生方ですね。日本の歴史上で精神科の先生方の多くは、例えば統合失調症とか鬱病、あとは、最近で言うと認知症、そういった方たちを主に診ていた先生は多かったのですが、ここ10年ぐらい、アメリカでICD-10という診断分類がありまして、その中で出てきたのがいわゆる軽度発達障害という概念ですね。これというのは、専門家が日本ではなかなか育たない。多分、今、日本の東京の中にもそんなに多くはいらっしゃらないですね。でも、現実には、就学前とか学校の中で、人とのかわりが非常に苦手な子、お母さんにとって育てにくい子というのが最近出てきていて、これは脳の発育の問題とかいろいろ言われているのですけれども、それに対応する科ということになると、小児科の先生ではなかなか厳しいですね。それで、小児の精神、メンタルが診られる先生ということ。しかし、非常に少ないものですから、今回の研修のように、一般の小児科の先生方にもそういうことをわかっていただきたいということで、厚生労働省がかなり力を入れてやっているのです。こういったものを研修していて、私は子どもの心が診られますよという標榜をしてもいいような時代になるのではないかなと。私もこの研修には3回ぐらい出ているのですけれども、毎回毎回、こういった視点で診ているのかと。

例えば、一般の診療などで、発語が悪い子というのは結構いらっしゃるのです。それに

対してお母さんに、「どのぐらいまで待って、それから専門家につなげるか」と。ジャッジが非常に難しいですね。実際に聴覚に問題があるのか、そうではなくて発語の問題だけなのかということで、そういった意味でもあれはすごくいい研修になりました。そういった意味で、地域でこういった子どもの心をわかってくれる先生方が育っていくということが一つの方針で、こういった研修が開かれていて、現状はまだ非常に少ないんですよということでございます。

高木委員長

今のお話ですけれども、私の子どもはADHDで、以前は梅ヶ丘に行っていたのですが、移転しましたので、多摩のほうまで。1回お世話になると、ほかの先生を探しても非常に少ないですし、難しいので、そういった先生がふえると、保護者の方は非常に安心するのではないかと。

また、きのうの新聞報道でしたか、有名なアメリカの監督さんが学習障害で、中学時代にディスレクシアでしたか。トム・クルーズも同じと発表された。それがわかったのが5年ぐらい前ということでしたよね。先進のアメリカでもそういう状況です。

中野区は特別支援教育にかなり力を入れていて、例えばADHDですとか、注意欠陥・多動性障害ですとか、アスペルガー症候群とか、後発性発達障害については、先生方の認識もかなり上がってきたと思うのですが、学習障害についてはまだなかなか難しいので、そういうこともだんだんに取り組んでいかなくはいけないのかなと、きのうの新聞を見て私も思って、今、山田委員の発言を聞いて思ったものですから。

事務局からの報告事項はありますでしょうか。

事務局

ございません。

高木委員長

それでは、協議事項の2番目、「中野区立小中学校再編計画の改定について」の協議を進めます。

<非公開の決定>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、具体的な学校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の会議の場でまだ確定していない学校名を挙

げて協議を進めると、区民に対する影響は非常に大きいものと考えられます。また、そのことによって公正な審議が保てないことなども考えられます。したがって、本件協議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき、会議を非公開とし、その会議録についても、再編計画の改定素案が発表されるまでの間は非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

それでは、異議なしと認め、非公開とすることに決定いたしました。

恐れ入りますが、傍聴の方は会場の外にご退場をお願いいたします。また、本件協議事項に関係のない幹部職員の方につきましてもご退場をお願いします。

(傍聴者・事務局幹部職員退場)

(以下非公開)

(平成24年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

高木委員長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

副参事(学校再編担当)

本日の協議に当たりましては、中野区立小中学校再編計画の改定素案について、協議が残っております別冊の資料「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い」について協議をしていただくことになろうかと思えます。

統合に伴う指定校変更の取り扱いにつきましては、別冊資料のとおり、まとめてございます。別冊資料に修正がございますので、説明をいたしたいと思えます。別冊の資料の6ページと7ページです。まず、6ページは第四中学校の通学区域の変更に伴うもの、7ページは第八中学校の通学区域の変更に伴うものですが、この二つにつきましては、統合を伴わない通学区域の変更だけでございますので、指定校変更の取り扱いには該当しません。したがって、6ページと7ページの記載については削除していただくようお願いしたいと思います。資料に不備がありまして申しわけございませんけれども、6ページと7ページについては削除ということでよろしくをお願いいたします。

資料の説明は以上でございます。

高木委員長

再編計画素案につきましては、前回の定例会で「今後の再編計画の具体的内容」までやりましたので、再編計画の素案の本体と、31ページの「指定校変更の取り扱い」。こちらとあわせて、あと別冊の資料、「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い」について協議を進めたいと思います。

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

ちょっと確認のための質問です。

基本的な考え方として、例えば、今までA小学校はAの通学区域で、B小学校はBの通学区域だったのが、AとBを統合することになったときには、今までA小学校の通学区域だった子どもは、Aでもいいし、Bの学校へも指定校変更ができる。Bは、今まではB小学校に行っていたのですけれども、Aの小学校へも指定校変更ができるとか、一緒になったので、どちらも選べるというような考え方でよろしいでしょうか。

副参事（学校再編担当）

Aの学校とBの学校が統合しますと、AとBが一つの学校になります。そうしますと、通学区域はAとBを合わせた学区になります。それまでの間は、Aの小学校とBの小学校がありますので、新入生につきましては、Aの学校の区域の子はAでもBでも行けます。それから、Bの通学区域の子どもはAでもBでも行けますという意味で、大島委員がおっしゃったとおりでございます。

飛鳥馬委員

ちょっと確認です。

今見ている資料は、学校再編に伴う指定校変更ということでお話になられているようですが、それ以前は通常の指定校変更というのがありましたね。それはそのまま生きていて、これは別に学校再編に伴う指定校変更の取り扱いということでよろしいですか。つまり、いじめがあったとか、身体的な障害とか理由があって、指定校変更したいというのがありましたよね。それはそれで今までどおり運用して、これは別ですということで考えてよろしいですか。

副参事（学校再編担当）

今ご協議いただいているのは「再編に伴う指定校変更」ですので、再編に関する特別なルールというふうになります。

高木委員長

確認なのですが、今、資料の訂正をした、例えば「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い」の1ページの四中と緑野中の場合ですね。計画ですと、平成28年度に、再編に伴うのではないけれども、指定校変更はするという事ですよ。

副参事（学校再編担当）

はい。

高木委員長

そうすると、そこで一斉にやって、それ以前に変更することはだめだし、これが終わったらもうこれどおりという、いわゆる通常の指定校変更と同じということによろしいのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

統合を伴わない通学区域の変更に伴う指定校変更につきましては、特例を認めておりませんので、この通学区域の変更というのを仮に平成28年度にやったとしますと、平成28年度の新入生から新しい学校に行く。それ以前の在校生については、今まで指定校となっていたもとの学校に行くという形になります。通学区域の変更を行った該当年度以降の子どもに対して通学区域が変わっていくという形になります。

高木委員長

例えば、その場合に兄弟姉妹でその年度で分かれてしまって、別々の学校に行って、すごく不都合を感じた場合は、先ほどの飛鳥馬委員の質問に戻って、通常の指定校変更が可能かどうかという審査をするということですか。

副参事（学校再編担当）

そのとおりでございます。

教育長

今、大島委員、それから委員長のご質問の内容を聞いていますと、本文の中でそのところまで説明をしていないものですから、単なる通学区域の変更ではなくても、再編に伴う指定校変更の取り扱いでも、これだけ切り取ってあるので、その辺がなかなかわかりにくいと思うのですけれども、どうですか。

副参事（学校再編担当）

特例の取扱いの中にはそういったものはありませんので、ここの中に書き込むのか、Q&Aみたいな形で説明できるようにするのか、ちょっと工夫をしたいと思います。

山田委員

今回の再編の大きな目的は、小中連携ということで、ある中学校の一つの校区として小学校の校区を定めて、その通学区域が変更になりますけれども、私たちが今議論しているこの再編計画に基づく指定校変更の場合はいいと思うのですが、それに伴って通学区域が変更される場所が出てくるわけですね。その取り扱いについてどこに載せるかという議論が出てくるのかなと思うのです。それをどう扱うか。

自分の子どもは、多分、再編計画には関係ないかもしれないけれども、通学区域の変更がなされた場合に、区民はそこがわからないのかもしれないので、その辺の資料をどのようにどこに書き込むか、そこら辺ではないかと思うのです。

教育長

そうですね。

山田委員

いかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

そうしますと、通学区域の変更に伴う取り扱いの部分だと思います。通学区域の変更の問題とか、取り扱いの原則の部分になってくると思いますので、それにつきましては、Ⅲ章の中で通学区域の取り扱いを書いた部分があったと思います。その中で、通学区域の変更の時期とか、そういったことを書いているところがありますので、その中で、正直に、どういう子どもたちから対象になるのかといったことを少しわかるような形で記載をしていこうと思います。

高木委員長

あわせて、素案本体の31ページは、単純に「指定校変更の取り扱い」となっていますが、これは、学校再編を伴わない場合は対象ではないということであれば、このタイトルも「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い」としておいたほうがいいと思います。「学校再編を伴わない場合はこちらを参照」とか。ここに書くのかはわかりませんが。

大島委員

これもちょっと確認的質問になるかと思うのですけれども。

在校生の場合ですが、例えば、1ページのところには中野神明小、新山小、多田小の例があるわけですが、それで言いますと、BとCの区域というのは、もともと新山小の通学区域だったところが多く、新山小が再編により中野神明小の場所の学校と多田小の場所の学校の二つになるので、新山小の通学区域が分かれてそれぞれにくっつけられると

いう形になると思うのです。その場合は、今まで新山小に通っていた子どもが中野神明小の位置の学校に行ってもいいし、多田小の位置の学校に行ってもいいという考え方でよろしいのですか。

高木委員長

BとCのところですね。

大島委員

BとCは今まで新山小の通学区域だったところですね。新山小に通っていた子ども。その人たちは、今度、新山小という場所の学校がなくなるので、中野神明小か多田小の場所の学校だけになるので、新山小に通っている子どもは神明小に行ってもいいし、多田小に行ってもいい。単純に言うとそういう考え方なのですか。在校生の場合は。

高木委員長

Bに住んでいるのとCに住んでいるのでは扱いが違うかなと思うのですが。

大島委員

Bに住んでいる子は、今度、新山小がなくなったときは神明小に統合された新しい学校へ行くわけですね。位置で言うと、中野神明小学校に今度通学することになるわけですね。でも、今新山小に通っている在校生は、新しい学校は中野神明小の場所の学校なのだけれども、多田小の場所の学校にも行けるということですね。

副参事（学校再編担当）

はい。

大島委員

そういうことだと思えるのですけれども、何となく地図とこれで見ると、ちょっとわかりづらいかと思ったりするのです。区民の方などは、これだけ見てもわかりにくい。逆に、地域の方はすぐわかるのかもしれませんが。

山田委員

在校生については既得権を一部認めながら、新しく指定された学校にも変更を認めますというかなり柔軟な対応をしているのではないかと思いますのですけれども、その解釈でいいのではないかという話なのですね。

副参事（学校再編担当）

例えばBの地域は、統合しますと、AとBあわせて統合新校の通学区域になります。ですので、Bの子どもは中野神明小に行くのが原則になりますけれども、指定校変更の取り

扱いでもう一つの新しい統合新校であります、多田小と新山小の統合新校のほうに行くのも可能だという選択の幅を広げているということです。

山田委員

あくまで再編計画というのは、頭の中では新入生を対象とするのですけれども、在校生が存在するわけだから、それに対しては、私たちの都合で再編したわけですから、その既得権を守るという姿勢を示しておくのは、この指定校変更の取り扱いだと思う。そこが根本的な話になりますので、それで確認したのです。

副参事（学校再編担当）

そのとおりでございます。

高木委員長

統合前と統合した時点とで扱いが若干違ってきますので、整理しなくてはいけないところでございますけれども。

素案本体のところに図16「統合と通学区域変更のスケジュール」というのがついていると思うのですが、現行だと、通常では通学区域変更だけで、先ほどの学校再編に伴う、伴わないというのは注記とかが入っていないのですけれども、今の流れで言うと、平成28年度に幾つかありますが、四中・緑野中、四中・中野中、八中・北中野中は再編に伴うものではないので、指定校変更はしますけれども、扱いが違うということですよね。この図16がこのような形で素案にくっついてくるのであれば、何か注記をするなり、ちょっと分けるとか。下にスペースがあるので、ちょっとわかりにくいのですけれども、上段を「学校再編に伴う指定校変更」としたら、下のほうに「通学区域の変更」として四中・緑野、四中・中野、八中・北中野中だけ落とすとか、何かちょっと分けたほうが整理しやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。細かいですけれども。

副参事（学校再編担当）

工夫をしてみたいと思います。

山田委員

きのうも議論になったように、あくまでこれは再編計画に基づくものなので、それが全部頭にくっついているのですね。ところが、区民の皆さんは、これを見た瞬間に、うちは再編とは関係ないんだなと思ってしまうと、実際には途中で通学区域を変更していくわけですね。きのうの特別支援などを行う事業で、そういったものも説明していかないと、区民説明をしたときに、そこで混乱が生じるかもしれない。そこが区域ごとにしっかりした

ものができていれば、地区ごとに区民説明をすればわかりやすいし、再編とあわせて考えて峻別をうまくやるのが大切かなと。

副参事（学校再編担当）

今回の学校再編につきましては、統合と通学区域の変更という組み合わせになっていますので、統合だけの部分と、統合と通学区域の変更が重なっている部分と、通学区域だけの部分とあります。そういう意味では、うまく整理をしないと説明がわかりにくいかなと思いますので、混乱のないようにしたいと思います。

高木委員長

そういう観点で言いますと、先ほどのご説明だと、学校再編に伴うものではないので6ページ、7ページは削除ということですが、例えば何らかの形でこういった図が出てこない、ここに載せているのは適当かどうかは別として、「再編は関係ないと思ったけれども、何年か後に、うちの子どもが在籍しているころには変わる。そんなの聞いていない」ということになってしまうので。確かにここに入れるのは適切ではないと思うのですが、よほど工夫して出いかないと、「再編計画素案」で出ますよね。そうすると、例えば中野中にある側も、まだ校舎はできていませんが、もう終わっていますから、6ページのCの地域に、という記述とは関係ないかと、普通に考えると安心していると思うのですね。それが突然出てくるとやはりご不満が出るので、何かうまい方法を考えていただいて。

教育長

私たちは何となく頭の中で、いろいろな議論の中で思い込みになっているので。本文の7ページのところに、2として「通学区域の見直しと区立小中学校の統合」というので二つさらっと書いてあるのですが、実はこれというのは「通学区域の見直し」、それから「統合」というふうに項を分けないと、今の議論で、本文もそういうふうに整理したほうがいいかなと思うのと、それから別冊で「再編に伴う指定校変更の取り扱い」という資料になっていますけれども、もう一つ、「通学区域の見直し」という別編をつくったほうがいいかなとも思うのですが、事務局はどうですか。

副参事（学校再編担当）

きょう協議していただいているのは、「指定校変更の取り扱い」ということで別冊の資料にしてあります。通学区域の変更だけの話を初め間違えて入れてしまったので、議論を混乱させてしまって申しわけございませんでした。通学区域の変更につきましては素案本文のほうに記載をしております。例えば、今委員長がおっしゃった中野中学校の話なので

すけれども、本文の29ページのところを見ていただきたいのです。ここについて、中野中学校の学区域につきましては既に統合は終わっていますので、統合はありませんけれども、通学区域の変更がありますと。その中身はこういうことだと。中学校の通学区域ごとにそれぞれ統合、それから通学区域の変更を本文のほうで記載をしているということになります。

統合に伴うものについては、指定校変更の取り扱いがありますので、その部分だけ抜いて別冊にしたというところです。

教育長

説明はそういうことでわかるのですけれども、本文の11ページ、「今後の再編計画の具体的内容」ということで、中学校区ごとに再編と通学区域の変更が書かれていて、11ページは南中野中学校区で、12ページの下から、二中の通学区域の再編ということになっているのです。以下ずっと中学校区ごとにいくのですけれども、南中野中学校は再編があり、通学区域の変更はないのですけれども、二中は再編がなく通学区域の変更だけ。今のお話からすると、再編と通学区域の変更を一固まりの章立て、通学区域の変更のみを一固まりの章立てのほうがいいかなと思いますけれども、どうですか。

副参事（学校再編担当）

この再編計画は、繰り返しになりますけれども、統合、通学区域の変更、その両方の組み合わせと三つのパターンがありますので、通学区域ごとに、統合があれば統合、通学区域の変更があれば通学区域の変更、両方あるなら両方、それを含めて書いていかないと、それぞれわかりにくいということになるのかなということでこういう整理をしたところなんです。

山田委員

そうすると、表題ですよ。あくまでこれは中野区小中学校再編計画素案ではないですか。その下に「よりよい教育環境を目指して」となってくると、例えばよりよい教育環境を目指して再編計画と通学区域の変更ですよ。両方。それを一緒にしてあるわけです。その説明がかなり詳しくなっているのだけれども、通学区域の変更だけのところもある。それが今ここには書かれていない。だから、少し困惑しているということになるわけです。でも、もともとは、要するに小中連携をするために再編をやっていたら、そういった通学区域の変更が出てくるわけですね。それをどこにあらわしていくかだと思えるのです。一冊にまとめるのか、別にしていくのか。確かに、この資料を全部読めばある程度わかっ

てくるけれども、かなり強引な話。その辺はどちらがいいかということだと思います。

教育長

事務局の中でちょっと考えを整理させていただきますけれども、例えば、12ページは、地図の一番下から二中の章立てが始まるのですね。少なくとも、中学校区ごとにページを変えていって、中学校ごとの固まりで読めるようにしておく読みやすいし、わかりやすいかなと思います。それから、山田委員がおっしゃったように、表題の件も含めて、事務局で整理させていただきます。

高木委員長

質問なのですが、「学校再編に伴う指定校変更の取り扱い」という資料はこういう形態で公表されるのでしょうか。例えば、これは教育委員会用のわかりやすい資料であって、出すときは再編の本体だけなのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

今のところ、素案の31ページに「指定校変更の取り扱い」という説明をしてあります。そこには原則しか書いておりません。その最後のところに、「別冊資料のとおり」というふうになっていますので、この部分について別冊資料をお見せしないということはできないというふうに考えています。

高木委員長

先ほどのご説明で、「本体のほうには指定校変更だけのものもちゃんと載っています」と言われて、我々もさんざん見ているはずなのに、それがぴんと思ひ浮かばなかった。おっしゃられるとそのとおりなのです。ただ、こっちだけ見たときに、何か落ちている感がちょっとあったので。例えば、こっちの資料に絵を抜いた状態にして、最後のほうに指定校変更だけの場合というのを追加するとか。この資料とこっちの資料の扱いのバランスが若干違うので。「はじめに」にところにも、確かに、下から4行目に「通学区域の見直しを含めた中野区立小中学校再編計画改定をとりまとめました」なので、再編計画の中にはこれも入っていると入っているのですね。わかりやすくなりますか。

副参事（学校再編担当）

今回の再編計画の中の「再編」というものには、学校の統合と通学区域の変更の両方が含まれています。両方合わせて「再編」というふうに定義をしています。

山田委員

資料の作り方が、Ⅲ章までは総論的な内容ですね。Ⅳ章以降はかなり各論的な内容。

だから、先ほど教育長がおっしゃったように、中学校ごとにまとめていって、もしあれだったら指定校の中に入れ込んでいくとわかりやすくなるかもしれません。そのレイアウトの問題なわけです。Ⅲ章までが総論として非常に大切なところで、あと、Ⅳ章以降は校区ごとの話で、そののところだけを説明会へ持っていくこともできるようになるので、そういったことで活用できればよくなると思います。今はちょっと無理なのですけども、そういったアイデアもあるので、参考になればと思います。

副参事（学校再編担当）

貴重なご意見ありがとうございます。この別冊については、あくまで基礎資料の扱いなので、素案の説明会とかでどのように使っていくかを事務局のほうでも少し考えたいと思っております。

飛鳥馬委員

「再編に伴う指定校変更の取り扱い」で、例えば1ページに中野神明小、多田小、新山小がありますが、この場合には、新入生の場合は平成25年4月1日から適用とありますよね。来年の4月ですよ。ということは、今年度の早い時期にお知らせして指定校変更を受け付けるという作業をしないと、学級数で教員の数が決まってくるだろうと思うので、4月1日から実施ではあるけれども、すぐ動き出さなければいけないということでしょうか。

副参事（学校再編担当）

新入生の場合につきましては、それぞれの在校期間に統合する場合には、統合するときには6年生の子が入学するときに既に指定校変更の取り扱いをする必要がございます。そういった意味で、今のスケジュールで一番早い場合には、来年の4月に入学する子どもに対して指定校変更を行うということが必要になってくるということです。

飛鳥馬委員

かなり早い段階でやらないと、学校の説明会とか、健康診断とか、入学前のいろいろな行事が入ってくるので忙しいなという感じがしたのですけれども、徹底できるか。学校は当然ですけれども、新入生の親にも前もってご連絡しないといけないのだろうと思うのですけれども、どの範囲にどういうふう連絡するか。

副参事（学校再編担当）

来年の子どもの入学手続きがこれから始まります。その中で、間に合うような形で今準備を進めているところです。

高木委員長

山田委員、あるいは事務局の方でもいいのですが、前期の最初のころというのは、やはり発表して6年いかないうちに統合というケースがあったと思うのです。今、飛鳥馬委員がお話しされたのはそういうようなことだと思いのすけれども、そのときの状況というのはどうですか。覚えている範囲で。

山田委員

実は初めての再編計画を世に出したのですけれども、その説明にかなり苦慮していたと思います。というのは、統合に絡むような小学校をメインに説明会を開いたと思うのですけれども、実は対象となるのはその下の幼稚園、保育園の保護者の皆さん。その方たちへの関心が余りなかったので、「えっ、そんなことがあったんですか」という話になってしまった。ですから、ちょっと余裕がないなという感じがあって厳しいかと思うのですけれども、世に出た瞬間には、小学校に入るといのは、区内の保育園・幼稚園にいる子どもたちの保護者に説明しなくてははいけない。それが結構大変なのだと思いました。だから、そういう時期に来ているといのは、就学前健診が始まっていますよね、そこでまだ何も示されていないからちょっと厳しいかなというようなニュアンスは持っています。

教育長

改めて、この再編計画素案の説明をどういうふうにしていくかということもご報告させていただこうと思っています。前期の反省も踏まえて、これから対象校で説明会をやるのですけれども、保育園、幼稚園の全部の保護者に配るといわけにいきませんので、私立幼稚園連合会ですとかにご協力いただいて、チラシとポスターを窓口に置かせていただいて、「説明会をやります。どこの学校にも来ていただいていいですよ」といような周知をしていきたいと思っております。就学時健診はちょっと難しいと思います。

高木委員長

前回のときは、平成17年10月に中野区立小中学校再編計画を決定していました。

教育長

そうなのですね。時期が違うのですね。

高木委員長

最初の統合が、桃三小、仲町小、桃丘小で平成20年ですから、3年後ですね。今回、平成24年の秋に発表して平成28年なので。ただ、組み合わせについては、最初のときに構想していますから。ただ、日程がやはりタイトです。

教育長

非常に大変。

高木委員長

1年なので、当事者から言うと、「もっと早く教えてほしかった」とか「決めてほしかった」というお叱りを受けるのはあるかなと。

大島委員

この指定校変更の取り扱いの資料の中身については、その見せ方とか、事務局のほうで検討していただけるということなのですけれども、やはり学校再編に伴って変更、それから、通学区域の変更ということも並列的にあらわすようなことで、中身も、通学区域の変更についてもまた別の章にするのかどうかは検討していただくとして、わかりやすく示していただければと思います。

それから、多分、今後つくられると思うのですけれども、区民の方向けに、パンフレットではないのですが、そのような形で、通学区域の変更や、もちろん再編統合に伴う変更についてもわかりやすい資料、パンフレットみたいなもの、「うちはどうなるのかしら」ということで見てもすぐわかるようなものをつくっていただけるといいかなというふうに思います。

あと、素案の本文のほうに「第七中学校の通学区域内の再編」ということが書いてあるのですけれども、実際はそれは行いませんということなので、目次とかの作り方の関係では同じように並列的に並べて七中のことも書かないとバランスも悪いし、おかしいのかなと思うのですけれども、「再編」と書いてあって再編を行わないので、表記方法としてどうかと思ったり。でも、こういうふうにして起こすしかないのかなと思ったりはしているところです。再編について、ほかと同じようにみんな検討したけれども、七中についてはその必要はないという結論になりましたという意味では、同じように並べて目次に書いてもいいのかなとは思っています。

高木委員長

目次というのは、「はじめに」の前の目次？

大島委員

そうです。

副参事（学校再編担当）

今回の学校再編の改定につきましては、全ての中学校の通学区域の見直し、統合を考え

て再編という形にしましたので、七中については、見直しをした結果として、大島委員のおっしゃったとおり、現段階では統合も通学区域の変更も必要ないという判断をしました。それについて、書かないという判断もあるかもしれませんが、検討した結果、しないでいいという判断だということで、七中について何も検討しなかったということではないという意味でここに載せておいたほうがいいかなというのが事務局の判断でございます。

大島委員

私も、今おっしゃられたようなことで、検討したけれどもこうだったという検討経過もちゃんと出すという意味で、触れることは必要だというふうには思っております。

高木委員長

大島委員、結果的にはこのままでいいということですか。それとも、この文章に「検討した結果、それは……」という表現を入れるということですか。

大島委員

特にこの本文の文章に直すべき点があると思っているわけではないのです。むしろ、目次に「再編」というのが出ているのは若干どうかなと。目次に「再編」と書いてあると再編するみたいなイメージだなという意味で、若干違和感がないことはないのですけれども、ほかにしようがないかなとも思いますので。

高木委員長

そうしましたら、例えば、目次だけなので、全部再編とかはするので、「について」にしてしまうということもありますね。「南中野中学校の通学区域について」とか「南中野中学校の通学区域内について」とか。あるいは、七中のところだけ「第七中学校の通学区域について」とか。——このままでいいかな。大島委員の意見に賛成はするのですけれども、代替の言葉がちょっと見当たらないので。

大島委員

実は私も、さっきから何かいい表現方法はないかと考えてはいたのですけれども、「再編」を全部とってしまうという表現方法もあるかなと思ったのですが、「再編」がついているほうが自然な感じではありますので、委員長おっしゃられるように、私もほかのいい表現方法が思いつかないものですから、これでいいかなと。結果的にはそういうところですよ。

高木委員長

それでは、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、本日の協議内容を踏まえ、

今後さらに協議を進めたいと思いますので、事務局は準備をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第31回定例会を閉じます。

午前11時23分閉会